

社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会後援名義の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後援名義の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 後援名義を受けようとするものは、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会後援名義使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、後援名義を使用して行う事業の実施日の1月前までに会長に提出して、その許可を受けなければならない。

(1) 事業実施概要

(2) 事業の収支を明らかにした予算書

(3) 事業実施に係る役員名簿

(4) 当該団体として初めて申請する場合にあっては、団体の会則、役員名簿及び活動実績

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(許可要件)

第3条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業の内容が次の各号に掲げる要件をすべて満たすと認めたものに限り、後援名義の使用を許可するものとする。

(1) 本会の推進する事務又は事業に関連するもので、公共の福祉に寄与するものであること。

(2) 市民が自由に参加できるものであること。

(3) 営利を目的として実施されるものでないこと。

(4) 参加者から入場料、出品料、参加費等の負担を求める場合には、社会通念上適当な額であること。

(5) 政治的又は宗教的活動に関係しないものであること。

(6) 開催場所は、公衆衛生、災害防止等について必要な措置が講じられていること。

(7) 原則として、四條畷市内、大阪府内又は大阪府隣接府県で事業実績を有するものであること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める要件

(許可及び不許可の通知)

第4条 会長は、後援名義の使用の許可を決定したときは、申請者に対し、後援名義の使用の適正化を図るために必要な条件を付して、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会後援名義使用許可通知書（様式第2号）により通知する

ものとする。

2 後援名義の使用を適当でないと認めたときは、申請者に対し、不許可の理由を明記して、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（許可後の内容変更）

第5条 後援名義の使用の許可を受けたものは、当該許可の決定の通知を受けた後に、第2条各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用内容変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、当該内容変更について会長の許可を受けなければならない。

（1）社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用許可通知書

（2）変更に係る書類

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前条の規定は、内容変更に係る許可及び不許可の決定並びにその通知について準用する。この場合において、同条第1項中「社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用許可通知書」とあるのは「社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用内容変更許可通知書」と、同条第2項中「社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用不許可通知書」とあるのは「社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用内容変更不許可通知書」と読み替えるものとする。

（許可の取消し）

第6条 会長は、後援名義の使用の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、以後の申請に対して許可しないことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

（2）第3条各号に掲げる許可要件に反したとき。

（3）第4条第1項の許可条件に反したとき。

（事業完了報告）

第7条 後援名義の使用の許可を受けたものは、後援名義を使用して行った事業の完了後1月以内に、社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会后援名義使用事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

（1）事業の収支を明らかにした決算書

（2）事業の実施に際して配布し、又は掲示した要領、ポスター、パンフレット等の書類

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(本会の免責)

第8条 本会は、本会が後援を行った行事において発生した事故等に対し、一切の責任を負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。